令和5年度 防災情報ネットワーク事業 利根調管内地震観測装置更新工事

特別仕様書(当初)

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第1章 総則

令和5年度防災情報ネットワーク事業 利根調管内地震観測装置更新工事の施工に当たっては、 農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」(以下「共通仕様書(施)」という。)に 基づいて実施する。

なお、共通仕様書(施)に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、防災情報ネットワーク事業に基づき、国営造成土地改良施設に設置された地震観測装置を更新するものである。

2. 工事場所

群馬県藤岡市緑埜地内ほか

3. 工事概要

(1) 竹沼貯水池 工事場所:群馬県藤岡市緑埜地内

1) 地震検出器 2基(今回対象外)

2) 地震観測収録装置1式3) 地震データ処理装置1式

4) 測定ケーブル配線 1式(今回対象外)

5) 電源設備工 1式

(2) 大塩貯水池 工事場所:群馬県富岡市南後箇地内

1) 地震検出器 2基(今回対象外)

2) 地震観測収録装置 1式3) 地震データ処理装置 1式

4) 測定ケーブル配線 1式(今回対象外)

5) 電源設備工 1式

(3) 丹生貯水池 工事場所:群馬県富岡市下丹生地内

1) 地震検出器 2基(今回対象外)

2) 地震観測収録装置 1式3) 地震データ処理装置 1式

4) 測定ケーブル配線 1式(今回対象外)

5) 電源設備工 1式

4. 工事数量

別紙1「工事数量表」のとおりである。

5. 施工範囲

本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、据付、総合調整 及び操作説明までの一切とする。

第3章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
- (2) 現場作業日数の工事期間には雨天、休日等13日/月を見込んでいる。

(なお、休業日には土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇を含んでいる。)

2. 施工しない日

原則、土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇(8月の土日以外の3日間)。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む 工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 現場技術員

本工事は、共通仕様書(施)第1章1-1-11に規定している現場技術員を配置する。 氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 既設設備との接続条件

本工事で既設設備等に接続する内容は次のとおりである。

(1) 既設設備からの電源接続は、既設分電盤の端子台から AC100 V、50Hz の接続とする。

2. 第三者に対する措置

(1) 騒音及び振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、 工事の円滑な進捗に努めなければならない。

また、第三者より苦情等が発生した場合には、内容をよく聞き取り、速やかに監督職員に 報告するものとする。

(2) その他

既設構造物、既設電気設備等及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

3. 関係機関との調整

工事の施工に当たっては、施設管理者(鏑川土地改良区及び甘楽多野用水土地改良区)と調整を行うこと。

第5章 提出図書

1. 提出図書

共通仕様書(施)第1編第1章1-1-5に示す提出図書は、A4版の装丁とし、監督職員が指定する日までに次に示す部数(承諾後の返却分を含む)を作成し、監督職員に提出するものとする。

施工計画書2部、承諾図書2部、施工管理記録2部、工事写真2部、完成図書2部

なお、完成図書及び施工図の内容、編集等については、監督職員と打合せのうえ作成するものとする。また、提出図書に変更が生じた場合はその都度変更書類を提出するものとする。

2. 承諾図書

「共通仕様書(施)」第1章1-1-6に示す実施仕様書、計算書及び詳細図の提出は、工事の始期の日から30日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は提出があった日から7日以内に文書で通知するものとする。

3. 施工図

(1) 受注者は施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮設

1. 工事用電力

本工事の据付に使用する電力設備及び電力料金の負担は受注者の負担とする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

本工事の施工で使用出来る用地は各施設の敷地内とする。

なお、用地の使用にあたっては施設管理者との調整が必要なため、事前に監督職員と使用する範囲、期間を協議するものとする。

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 工事用地等は、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。 なお、発注者が施設管理者に返還する際には立会いしなければならない。
- (2) 工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。
- (3) 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

第8章 設計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第7章第1項の貸与する資料等に ついて照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2)受注者は、施工前及び施工途中において工事請負契約書第18条第1項第1号から第5号に 係わる設計図書等の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員に確認を求めなけれ ばならない。
- (3) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (4) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。
- (5) 観測が確実で操作が容易なものとする。

(6) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

(1) 環境条件

機器は、次に示す条件において安定した機能を維持し連続運転が可能なものとする。

機器区分	屋内機器		
	中央·現場	被管理所機器	屋外機器
項目	管理所機器	似自垤仍依硷	
温度	5~40°C	0~40°C	−10~40°C
(皿)交	[10∼35℃]	0, 240 C	-10° -40 C
	30~80%	30~80%	5~95%
 相対湿度	$[40\sim80\%]$		※防水構造は各
作为 堡及	※結露のないこと	※結露のないこ	機器仕様による
	※ 加路 ツ よい ここ	と	こと
据付耐震強度	水平:3.92m/s2 (0). 4G)	
(許容加速度)	垂直:1.96m/s2 (0). 2G) (地表)	

- 注) 1) 温度、相対湿度の条件は、精度保証を示す値である。
 - 2) 中央・現場管理所機器における[]の値は、データ転送サーバ、ルータ等の装置などの汎用品を対象とする。
 - 3) 屋外機器とは、Webカメラ装置、計測装置等である。

(2) 供給電源

単相 AC100V±10V 周波数:50Hz

第9章 構造及び製作

1. 一般構造

構造及び製作は、設計図書に示す設計条件、仕様に対して十分な機能を有し、耐久性、安全性、操作性及び保守管理を考慮したものとしなければならない。

2. 基準等

本設備の仕様は、本特別仕様書に基づくほか、次の各号に掲げる規格、基準に適合するものとする

- (1) 農業施設機械設備更新及び保全技術の手引き 農林水産省農村振興局整備部設計課
- (2) 水管理制御設備標準仕様書(案) 農林水産省農村振興局整備部設計課

3. 機器仕様

以下の機器仕様は標準的な仕様を示したものであり、本工事は地震計観測装置のうち地震検 出器を除く機器の更新であることから、別添に示す既存機器の全体仕様を確認のうえ、既存機 器と接続可能な機器仕様となるよう留意すること。

(1) 地震検出器

1) 地震検出器(今回対象外)

ア構造

完全防水型

イ 数量

竹沼貯水池2台、大塩貯水池2台、丹生貯水池2台

ウ 測定成分 加速度

エ 制動方式 電磁フィードバック方式

オ 変換方式電動式カ 測定周波数範囲0.1~30Hz

キ 検出方向 水平2方向、垂直1方向(3ch組込)

ク 振子固有周波数 5Hz

ケ 測定可能範囲±2000Ga1 (アンプとの組合せにより可とする)コ 感度5mV/Ga1 (アンプとの組合せにより可とする)

サ 入出力電圧±10Vシ 許容傾斜度±3°ス 設置後の検定可とする

セ 防水性 耐水圧 1Mpa 程度 ソ 避雷機能 避雷器内蔵 タ 使用温度範囲 -10℃~50℃

2) 保護カバー

ア 寸法 (参考値) 約 500×400×315 (H) mm

イ 材質 SUS304

(2) 地震観測収録装置

1) 耐雷器・FBアンプ・A/D変換器

ア 構造 ラック実装形

工 耐雷器部

(ア) 直流開始電圧 90V±20%

(イ)インパルス放電開始電圧 600V (1kV/μs)(ウ)インパルス電流耐量 1回 (8/20μs 2.5kA×2)

(工) 交流電流耐量 1回(AC 5A×2 1s)

(オ) インパルス寿命 1000 回 (8/20 μ s 100A×2)

オ FBアンプ部

 (ア) 測定成分
 加速度

 (イ) 感度
 5mV/Ga1

 (ウ) 最大出力電圧
 ±10V

 (エ) 測定最大値
 ±2000Ga1

カ A/D変換器部

(ア)分解能 24bit (実効値 20bit)

(イ) 電圧感度 $\pm 10V/\pm 8,388,608$ ステップ/ $\pm FS$

(ウ) サンプリング周波数 1KHz

(エ) サンプリングスキュー 10us 以下

2) 収録装置

ア 構造 ラック実装形

工 収録部

(ア) 記録媒体・容量 SSD/256GB

(イ) サンプリング周波数 100、200、500、1000Hz から選択

(ウ) 記録モード レベル周期トリガ記録又は連続記録、指定時間毎に記

録、コマンドによる後トリガ記録を選択

(エ) 記録データ形式 WIN32 フォーマット準拠

(オ) ネットワークサービス WebAPI、ftp、sftp等

(カ) LANインタフェース 1000BASE-T ×1

(キ) シリアルインタフェース 1200bps~115. 2kbps×3 ポート

(メンテナンス用×1 ポート)

(ク) フロントパネル表示 運用状況、記録一覧画面、ログ画面、設定画面等

(ケ) 演算機能 計測震度、SI 値、水平成分最大加速度、鉛直成分最大

加速度、加速度応答、速度応答値

才 電源部

(ア) 入力 AC100V±10% 50/60Hz

(イ) バッテリ DC12V 12Ah 鉛シールド形(長寿寿命タイプ)

(オ) 停電補償 約 2 時間(バッテリ初期状態,満充電,周囲温度 <math>25 \mathbb{C} ,

ディスプレイ消灯,外部電源未接続,18成分接続時)

(3) 入力中継端子台

ア 端子数40Pイ 定格電圧600V

ウ 定格電流 15A

エ 商用周波耐電圧 AC2500V・1 分間

オ 絶縁抵抗 DC500V メガにて 1000M Ω以上

(4) 地震データ処理装置

ア 液晶ディスプレイ

(ア) モニタサイズ15 型以上(イ) 入力信号1 系統以上

(ウ) 最大表示解像度 1024×768 ドット以上

(工)最大表示色 1677 万色以上

(才) 走査周波数 水平 27~82kHz、垂直 50~76Hz

(カ) 省電力機能 あり

(キ) 電源 AC100V 50/60Hz

イ FAパソコン

(ア) 用途 横置き型 (工業用FAコンピュータ)

(イ) C P U Intel Core i5-2510E 2.50GHz 相当以上

(ウ) OS Microsoft XP Professional SP3 相当以上

(エ) メモリ 1 GB 以上(DIMM2, DDR3-SDRAM)

(オ) HDD 350GB SATA HDD3.5 インチ相当以上

(カ)入出力インターフェース

ディスプレイ アナログ RGB(ミニ D-Sub15 ピン背面)

キーボード・マウス PS/2(ミニ DIN6 ピン)又は USB

USB2.0 空き6ポート以上

ネットワーク LAN×2以上

1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 対応、RJ-45

シリアルポート RS-232C 規格準拠/D-Sub9 ピン

(キ) 拡張スロット PCI Express スロット×4 (空き)

PCI スロット×2 (空き)

(ク) グラフィックス 1677 万色: 640×480、800×600、1,024×768、

 $1,280\times 1,024$

(ケ)キーボード 有 JIS 配列準拠

(コ) マウス あり

(サ) 電源 AC100V 50/60Hz

(5) データ中継装置

ア FAパソコン

(ア) 用途 工業用FAコンピュータ

(イ) C P U Intel Core i5-2510E 2.50GHz 相当以上(ウ) O S Microsoft XP Professional SP3 相当以上

(エ) メモリ 1 GB 以上(DIMM2, DDR3-SDRAM)

(オ) HDD 350GB SATA HDD3.5 インチ相当以上

(カ) 入出力インターフェース

シリアルポート

ディスプレイ アナログ RGB(ミニ D-Sub15 ピン背面)

USB2.0 空き6ポート以上

ネットワーク LAN×2以上

1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 対応、RJ-45

RS-232C 規格準拠/D-Sub9 ピン

(1) Make 1

(キ) 拡張スロット PCI Express スロット×4 (空き)

PCI スロット×2 (空き)

(ク) グラフィックス 1677 万色: 640×480、800×600、1,024×768、

 $1,280\times 1,024$

(ケ) 電源 AC100V 50/60Hz

(6) KVM スイッチ

(ア)対応解像度 1280×1024 ドット以上

丹生貯水池 : 3 ポート

(ウ) 切替周辺機器 キーボード、マウス

(7) 地震データ処理装置ソフトウェア

地震データ処理装置のソフトウェア機能は次のとおりとする。

ア WEB ブラウザ

(ア) 状態表示

地震収録装置の現在の状態や地震記録一覧,波形,ログ表示等を行う。

(イ) 設定

地震収録装置の各種設定を行う。

(ウ) 収録データダウンロード

地震収録装置で収録されたデータファイルを,指定したフォルダへダウンロード する。

イ データ送信ソフトウェア

(ア) 地震データ送信

地震収録装置で収録された地震データをデータ中継装置へ送信する。

(8) データ中継装置ソフトウェア

データ中継装置のソフトウェア機能は次のとおりとする。

ア 貯水位計データ処理

(ア) 貯水位データ受信

貯水位計と通信を行いデータを受信する。

(イ) データ変換

受信したデータを防災情報ネットワークへ送信する数値へ変換する。(EL.m等)

イ 雨量データ処理

(ア) 雨量データ受信

雨量計と通信を行いデータを受信する。

(イ) データ変換

受信したデータを防災情報ネットワークへ送信する数値へ変換する。(時間雨量等) ウ 防災情報ネットワーク向けデータ送信ソフトウェア

(ア) データ統合

貯水位計、雨量計、地震計のデータを防災情報ネットワーク送信用に統合する。

(イ) データ送信

統合したデータをデータ転送サーバへ送信する。

(9) GNSSアンテナ

アアンテナ

(ア) 出力インピーダンス

(ウ) アンテナ指向特性

 $50\,\Omega$

(イ) 受信周波数範囲

0dBi 以上(仰角 90°)、-10dBi 以上(仰角 5°)

(エ) 総合利得

30±4dBi 以内

 $1,575.42\pm1.023\text{MHz}$

(才) 雑音指数

2. 1db 以下

(カ) 使用温度範囲

 $-30^{\circ}\text{C} \sim +80^{\circ}\text{C}$

イ 同軸避雷器

(ア) 周波数範囲

DC~3000MHz

(イ) 挿入損失

0.3dB以下

(ウ) 高周波耐電圧

200WPEP

(工) 直流放電開始電圧

 $230V \pm 20\% (100V/s)$

(才) インパルス放電開始電圧

 $650V (1000V/\mu s)$

(カ) インパルス放電電流耐量

 $10kA(8/20 \mu s 10 \Box)$

(キ) 絶縁抵抗

10GΩ以上(常温常湿)

(エ) 入出力コネクタ

N-J/N-J

ウ 同軸ケーブル

(ア) 特性インピーダンス 50Ω

(イ)ケーブル長

50 m

(10) 測定ケーブル (今回対象外)

(ア) 名称 ポリエチレン絶縁ビニルシース計装用ケーブル

(二重編組しゃへい付二重シース型)

(イ) 導体材質 錫メッキ軟銅より線

(ウ) 導体構成(本/素線径) 20/0.18

(11) 無停電電源装置

ア 無停電電源装置

(ア) 運転方式 常時インバータ給電方式

(イ) 冷却方式 強制冷却

(ウ) 交流入力

電圧範囲 AC85V±4V~AC143V±4V

周波数 50/60Hz ± 4Hz

最大電流 12A

相数 単層 2線 (アース付)

(エ) 交流出力

出力定格容量1000VA/800W出力切替時間無瞬断

出力電圧 AC100V±3%(商用運転時)

AC100V±3%(バックアップ時)

出力周波数 入力周波数に同じ(商用運転時)

50/60Hz±1Hz (バックアップ運転時)

出力波形 正弦波/正弦波(商用運転時/バックアップ運転時)

(オ) バックアップ時間7分(20℃、初期状態、定格負荷接続時)(カ) 内部消費電力無負荷時 50W(通常時)/100W(最大時)

定格負荷時 120W(通常時)/180W((最大時)

イ バッテリ

(ア) シール鉛バッテリ期待寿命 4~5年(長寿命)

(イ) 充電時間 8 時間(90%充電)

(12) スイッチングハブ

ア LAN ポート数 RJ45×8

イ 接続方式 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T

ウ ネットワークタイプ IEEE802. 3ab/IEEE802. 3/IEEE802. 3u/IEEE802. 3x

エ スイッチング方式 ストア&フォワード オ 入力電源 AC100V~240V 50/60Hz

カ 消費電力 4.5W 程度

(13) AC電源ユニット

100V

ア 構造 ラック実装形

イ 耐雷トランス

(ア)容量 1500VA(イ)周波数 50/60Hz

(ウ) 1 次電圧/2 次電圧 AC100V 50/60Hz

(エ) サージ耐圧 インパルス 30kV (1.2/50 μ s)

(才) 耐電圧 AC 1.5kV 以上/min

200V

ア避雷器

(ア)最大連続使用電圧 単相3線110V/220V(イ)公称放電電流 5kA(8/20μs)

(14) 屋内収納架(今回対象外)

ア 規格 19 インチラック JIS C6010-2 準拠

イ タイプ 屋内自立型

ウ 主要材料 アルミ、スチール

エ 色 フレーム部、シルハデーアルマイト(標準)

ベース部 ブラック N1.0 メラミン塗装

外装プレート ライトグレイッシュグリーン 7.5BG7/1.5 メラミン塗装

(標準)

才 扉

(ア) 形式 前面扉右開き (標準)

(イ)材質 アクリル(ウ)色 ブラウンスモーク

制御盤用除湿器

(ア) 除湿能力 2 ml/h 以上

(イ) 適用容積 竹沼貯水池, 丹生貯水池: 0.8 m3 以上

大塩貯水池:1.0 m3以上

制御盤用ヒータ

(ア) 発熱量200W 以上(イ) その他温度制御機能

制御盤用クーラ

ア 取付方式 側面取付
 イ 冷却能力 1300W程度
 ウ 設定温度範囲 25~45℃
 エ 入力電源 AC200V(単相)

オ その他 竹沼貯水池, 丹生貯水池: ノンドレインタイプ

大塩貯水池 : 屋外用

第10章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応じるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書(施)第1編第3章第7節から第11節及び第2偏第7章第16節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 据付基準点

本工事の据付基準点は、既設の構造物とするが、詳細は監督職員の指示による。

3. 地震観測設備

- (1) 地震観測設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。
- (2) 機器等の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震計算を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。なお、耐震クラスは「耐震設計指針(社団法人日本電気工業会)」に示すSクラス以上とする。
- (3) 電線等は、負荷等に対して適切な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないよう、また、強い張力などを与えないように慎重に入線及び配線を行う。また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。
- (4) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるようにしなければならない。
- (5) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の 金属拡張アンカーか接着系アンカーを使用すること。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは 使用してはならない。

4. 据付材料

(1) 規格及び品質

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書(施)第1編第2章によるものとする。

5. 工事現場発生材

本工事の施工に伴い発生する機器類の撤去設備(現場発生材)は、「資源有効利用促進法」に 基づき適切に処分を行うとともに、処分証明(廃棄証明書等)を監督職員に提出するものとす る。

第11章 試験及び検査

- 1. 検測又は確認(施工段階確認)
- (1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

工種	確認内容		確認時期·頻度 (一般監督)	遠隔確認対象	備考
電気設備	出来形確認	施設機械工事等施工管理基 準第2編第9章第1節「直 接測定による出来形管理」 による	施設機械工事等 施工管理基準第 1章総則第1節 総則による	0	

品質確認	施設機械工事等施工管理基		
	準第2編第9章第2節「品	\circ	
	質管理」による		

(2)(1)の1)の表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

また、同表の(重点監督)は、低入札価格調査制度における調査対象工事とする。

- (3) 工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。
- (4) 低入札価格調査制度における調査対象工事の場合の重点監督は次に示すとおりとし、前項(1)と併せ実施する。

工 種	確認	内 容	確認時期
地震観測装置			
1) 地震観測収録装置	外観構造	出来形管理	工場製作時
地震観測装置	単体試験		
1)地震観測収録装置	(機能試験)	品質管理	工場製作時
地震観測装置			
1) 地震観測収録装置	据付外観	出来形管理	現地据付時

(5) 施工段階確認で確認するもの以外についても、自主検査記録を確認する場合があるので、 監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

2. 中間技術検査

- (1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- (2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内 訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- (3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員(以下「技術検査職員」という。)から提示を求められた場合は従わなければならない。
- (4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- (5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

第12章 総合試運転調整

- (1) 本工事の試運転調整に要する電力料金(基本料金・使用料金)、通信回線使用料金は、発注者において負担する。
- (2) 本工事の総合試運転調整については、事前に監督職員に計画書を提出し、承諾を得るものとする。
- (3)総合試運転調整完了時、監督職員に現地試験データ及び調整結果の確認を受けるものとする。

第13章 施工管理

1. 主任技術者等の資格 主任技術者の資格は、入札公告の要件による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」(平成19年3月)及び共通仕様書(施)による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的 記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。 黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するもの とする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2)機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い
 - 1)受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
 - 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管 理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1) に示す 黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」 に示す「写真編集」には該当しないものとする。
 - 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html) のチェックシステム (信憑性チェックツール) 又はチェックシステム (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5)費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 情報共有システムについて

1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報

共有システムの対象工事である。

- 2) 情報共有システムの活用については、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(URL 「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf」) によるものとする。
- 5. 工事現場等における遠隔確認について
- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者がウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という)を可能とする工事である。遠隔確認を実施する場合は、施工計画書に記載(工事実施中においては協議書)するものとする。
- (2) 遠隔確認の活用は、別紙2の「工事現場等における遠隔確認に関する試行要領」によるものとする。
- (3) 受注者は、本工事において施行状況を確認するためにウェアラブルカメラ等による撮影を行っていることを施行現場に掲示して周辺住民等の理解につとめなければいけない。
- (4) 受注者は、受注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、これに協力しなければならない。
- (5) 遠隔確認に係る費用は設計変更で一括計上価格に計上する。

第14章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 現場状況等により構造及び工法を変更する必要が生じた場合
- (2) 監督職員が設計変更に必要な測量、構造計算、図面作成を指示した場合
- (3) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (4) 不可抗力によるもの
- (5) 法・基準の改正によるもの
- (6) 総合試運転調整に係るもの
- (7) 第三者との協議によるもの
- (8) 遠隔確認を行う場合
- (9) 社会情勢等により機器類の製作が遅延した場合
- (10) その他本仕様書に定めないもの

第15章 公共事業関係調査に対する協力

受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。

第16章 その他

- 1. 電子納品
- (1) 工事完成図書を、共通仕様書(施)第1編1-1-26に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。
 - ・工事完成図書の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2部
 - ・工事完成図書の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

2. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

- (2) VE 提案の意義及び範囲
- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - イ) 工事請負契約書第 18 条(条件変更等) に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、 施工方法等の変更の提案
- (3) VE 提案書の提出
 - 1) 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書(様式1~様式4) に 記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ア)設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - イ)VE 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - エ)発注者が別途発注する関連工事との関係
 - オ)工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
 - 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注 者に求めることができる。
 - 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
 - 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
- (4) VE 提案の適否等
 - 1)発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日 以内に書面(様式5)により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむ を得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるも のとする。
 - 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
 - 3) VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価 する
 - 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2(設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。
 - 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第24条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
 - 6)前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の5に相当する額(以下、「VE 管理費」という。)を削減しないものとする。
 - 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等) の条件変更が生じた場合に

おいて、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合には、工事請 負契約書第 24 条 (請負代金額の変更方法等) 第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を 行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更 が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、 工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協 議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務 手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面によ り明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例: 「完成通知書」等における日付)とする。

4. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 213 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。 また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設 置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責によ り行うものとする。

全体工期:契約締結の日から令和5年12月15日(工事完了期限日)まで ※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書 面での協議を行うこと。

5. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

6. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

7. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者 代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解の上、対 応するものとする。

(1) 工事円滑化会議

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、総括監督員、主任監督員(主催)、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、総括監督員、主任監督員(主催)、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(3) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に 大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課 題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官(議 長)・関係課職員、事業所長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行 う対策会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監 督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)及び(3)の会議に必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、 打合せ記録簿(共通仕様書 様式-42) に記録し、相互に確認するものとする。

8. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督 職員の指示する場所に1部を備え付けなければならない。

なお、この図書は第5章の提出図書に示す完成図書、施工図の提出部数には含まないものとする。

9. 現場環境の改善の試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア〜サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シーチについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 様式 (洋風) 便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- 才 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg 以上とする)

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鍵と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上 (面積ではない)
- ス 擬音装置(機能を含む)
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場 (トイレットペーパー予備置き場等)

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア〜カ及び【付属品として備えるもの】キ〜チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

10. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3)受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容(率計上分)		
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備		
EN PEN MIN IN MI	②緑化・花壇		
	③ライトアップ施設		
	④見学路及び椅子の設置		
	⑤昇降設備の充実		
	⑥環境負荷の低減		
営繕関係	①現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)		
	②労働宿舎の快適化		
	③デザインボックス (交通誘導警備員待機室)		
	④現場休憩所の快適化		
	⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等		
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式		
	標識等)		
	②盗難防止対策 (警報器等)		
	③避暑 (熱中症予防)・防寒対策		
地域連携	①地域対策費(農家との調整、地域行事等の経費を含む)		
	②完成予想図		
	③工法説明図		
	④工事工程表		
	⑤デザイン工事看板(各工事PR看板含む)		
	⑥見学会等の開催 (イベント等の実施含む)		
	⑦見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管		
	理運営		
	⑧パンフレット・工法説明ビデオ		
	9社会貢献		

11. 週休2日による施工

(1) 本工事は、週休2日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経

- 費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行う試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに 週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。
- (2)「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
 - ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
 - ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- (3) 週休2日(4週8休以上)とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (4) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - ① 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の 実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、 必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (5)監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正する。 ①補正係数

	4週8休以上	4週7休以上	4週6休以上
		4週8休未満	4週7休未満
	現場閉所率	「現場閉所率]	現場閉所率
	28.5% (8 日/28 日)	25% (7 日/28 日)	21.4% (6 日/28 日)
	L以上 J	し以上 28.5%未満 丿	し以上 25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費 (率分)	1.05	1.04	1.03
現場管理費 (率分)	1. 07	1.05	1.04

② 補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

12. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等 評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官 房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)に基づく工事成績評定において加点評価 を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書(以下「履行実績取 組証明書」という。)の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定に基づく工事成績の合計は100点を超えないものとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。
 - ① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。
 - ○監督職員用

【働き方改革】

- □週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組が図られている。
- □若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。
- ② 現場閉所による週休2日相当(4週8休以上)が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2.施工状況(II工程管理)」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない(休日率4週6休以上)場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。
- ○監督職員用
 - □休日の確保を行った。
 - □その他[理由:現場閉所による週休2日(4週8休以上)の確保を行った。]
- ○事務所所長用
 - □工程管理に係る積極的な取組が見られた。
 - □その他 [理由:現場閉所による週休2日(4週8休以上)の確保に取り組んだ。]
- ③ 現場閉所による週休2日相当(4週8休以上)が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1点を加点評価する。
- ○事務所所長用
 - □その他 [理由:現場閉所による週休2日(4週8休以上)の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]
- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上(現場閉所率21.4%

(6日/28日)以上)と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

13. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更

(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は、契約締結後、2) により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「様式1」という。) を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「様式2」という。)を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6)発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出額した額」から「様式1に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

14. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。) は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算 基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議 に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準 との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

15. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生

じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費:建設機械の運搬費

準備費:伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。) を提示する。
- (3) 受注者は、2) により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内 訳書(以下「内訳書」という。) を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明でき る書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書) を添付して監督職員に提出し、 設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の 対象としない。
- (6)発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費(率分)の合計額」を差し引いた後、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止 等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。
- 16. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

- 17. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等
 - (1) 工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について

受注者は、新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完成できないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 感染拡大防止対策にかかる費用の計上

受注者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために次のような対策を実施する場合は、 監督職員と協議するものとし、必要と認められた対策については、施工計画書に記載して 確実に履行しなければならない。

- ① 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ② 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- ③ 遠隔確認やテレビ会議等のための機材・通信費
- ④ その他、感染拡大防止のために必要と認められる費用

第17章 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出

受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

第18章 定めなき事項

- (1)契約書、設計図面及び本特別仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- (2) この特別仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添

既存機器の全体仕様(竹沼貯水池、大塩貯水池、丹生貯水池)